令和7年11月9日執行予定 多可町議会議員選挙

候補者のしおり

多可町選挙管理委員会

電話 (0795)32-2382

はしがき

多可町議会議員選挙候補者の皆様の参考資料として、この「候補者のしおり」を作成しました。このしおりは、このたびの多可町議会議員選挙を通じて候補者として行わなければならない各種の届出又は選挙の公営に関する申請等について記述したものです。

しかし、複雑な選挙制度において、このしおり1冊にすべてをまとめることは困難であり、記述してある内容については基本的な事項に過ぎませんので、ご不明な点等ありましたら、選挙管理委員会までお問い合せください。

令和7年9月

多可町選挙管理委員会

※公費負担(ポスター、ビラ)の単価について、条例改正案が議決されれば変更となります。

候補者のしおり、選挙公営(公費負担)の手引等の資料には変更後の単価を掲載しております。 改正額;ポスター(541円31銭→586円88銭)、ビラ(7円73銭→8円38銭)

多可町議会議員選挙候補者のしおり 目 次

第1部 届出関係参考	手事項
------------	-----

第 1 総括的事項	• 1
1. 選挙の主な日程	1
2. 選挙長及び選挙長の職務を代理する者の氏名並びに職務を行う場所	1
3. 選挙に関する届出等の時間	1
第 2 候補者となるためには	. 2
1. 候補者としての資格	2
2. 立候補の方法	2
3. 通称の使用	3
4. 立候補と同時にお渡しする証明書等	4
第3 候補者となってからの届出・申請等	. 5

	1.	届	出等	の種類	領及	び時	期·		• • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		•••••			• • • • • • •	•••••		5
	2.	届	出等。	の方法	去	• • • • • •	•••••		• • • • •				•••••	•••••	• • • • • •	•••••		··· 5
第4	1	選挙	運動	用各	種表	示物	等の	再交付	∱		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	•••••		•••••				····13
第:	5	選挙	運動	の費	用	••••	••••	•••••			•••••	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •			•••••			····14
	1.	選	挙運!	動費用	用の:	最高	限度額	額	• • • • •			•••••	•••••	•••••	• • • • • • •	• • • • • • •		···14
	2.	出	納責何	任者の	の職	務	•••••	•••••	• • • • •		•••••	•••••	•••••	•••••	• • • • • •	• • • • • •	• • • • • • •	···14
	3.	支	出金額	額の最	最高	額の	決定	••••	••••		•••••	•••••	•••••	•••••	• • • • • •	• • • • • •	• • • • • • •	···14
	4.	会	計帳簿	簿の劉	整備	•••									••••	•••••	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	···14
	5.	会	計帳簿	簿の言	記載	要領			••••			•••••	•••••	•••••	• • • • • • •	• • • • • • •	• • • • • • •	···15
	6.	収	支報	告書の	の記i	載及	び提り	出 …							••••			···16
	7.	収	支報	告書の	の添介	付書	類・								••••			···16
	8.	選	挙運	動費月	用と。	みな	されれ	ない支	で出									17

9.	. 選挙運動に従事する者及び選挙運動のために使用する	
	労務者に支給できる報酬及び実費弁償等18	
10	. 帳簿及び書類の保存19	
11.	. 会社、労働組合等の寄附の禁止19	
第 6	選挙運動用各種表示物の返還20	
第2部	選挙公報掲載文原稿記載上の注意事項21	
第3部	選挙運動参考事項	
	選挙執行に関する主な日程22	
	供 託	
	供託物の没収22	
	法 定 得 票 数22	
	選挙運動費用の最高限度額22	
	選 挙 事 務 所22	

選挙運動用自動車23
選挙運動用自動車の公費負担23
拡 声 機24
頒布することができる文書図画24
通 常 葉 書24
選挙運動用ビラ25
候補者用ビラ作成の公費負担25
ウェブサイトを利用する方法による選挙運動用文書図画の頒布25
電子メールを利用する方法による選挙運動用文書図画の頒布26
選挙運動用有料インターネット広告の禁止27
掲示することができる文書図画28
選挙運動用ポスター29
ポスター掲示場29

	新	聞	広	告		••••••						30
	個	人演	説	会								30
	連	呼	行	為		••••••		••••••	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		•••••	30
	街	頭	演	説		•••••••		••••••	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		•••••	31
	演説	・連	呼行	為禁	止の場所			••••••				31
	選	挙	公	報		••••••			••••••			31
	選挙	遙運動	で禁	止さ	れる行為							31
	選挙	遙運動	が制	限さ	れる者							32
	飲鱼	食物。	の 提	供		•••••••		••••••			•••••	32
	選挙	遙運動	に従	事す	る者等に	対する第		及び報酬	州の支給・			32
第4部	その	他										
1.	選	挙人	名簿	登録	者数(令	和7年9	月1日	現在)				33
2.	選	挙管	理委	員会	が指定し	た個人演	貢説会を	開催する	ことがつ	できる施	設	34

参 考 「地方選挙の手引 令和7年」(ぎょうせい、選挙制度研究会 編) ※当しおりは上記書籍を参考に作成しています。 法 公職選挙法

令 公職選挙法施行令

規 則 公職選挙法施行規則

県規程 公職選挙執行規程

政規法 政治資金規正法

町規程 多可町公職選挙法に基づく選挙運動等に関する規程

郵 規 公職選挙郵便規則

郵 告 公職の候補者に対し通常葉書を交付する郵便事務を行う会社

公報条例 多可町選挙公報の発行に関する条例

ポスター条例 多可町議会議員及び長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例

公費条例 多可町議会議員及び多可町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例

第1部 届出関係参考事項

第1 総括的事項

1. 選挙の主な日程

(1)告 示 日	11月4日(火)選挙期日の告示によって立候補届出の受付が始まり、
	その後に選挙運動が開始されます。
(2)立候補届出締切	11月4日(火)午後5時をもって立候補届出の受付が締切られます。
	立候補の辞退もこの後はできません。
(3)選挙公報掲載順	11月4日(火)午後6時より多可町役場本庁舎2階大会議室にて選挙
序を定めるくじ	公報の掲載順序を定めるくじを町選管で行います。(立会も可能です)
(4)投票記載所の氏	11月4日(火)選挙公報掲載順序を定めるくじ終了後、多可町役場本
名等の掲示の記	庁舎2階大会議室にて投票記載所の氏名等の掲示の記載順序を定める
載順序を定める	くじを町選管で行います。(立会も可能です)
くじ	
(5)補充立候補届出	11月7日(金) 11月4日(火)に届出のあった候補者が、2人以上 あ
期限	る場合において、その期日が経過した後候補者が死亡し又は候補者 を
	辞退したとみなされた人があるときは、 11月7日(金)の午後5時ま
	で補充立候補の受付を行います。
(6) 投票 日	11月9日(日)午前7時から午後8時までの間に投票が行われます。
(7) 開 票	投票当日の終了後、午後9時00分から開票を開始します。
(8) 選 挙 会	11月9日(日) 午後9時00分から開票に合わせて行います。
(9) 当選人告示	11月9日(日)付け多可町役場掲示板にて行います。
	ただし、有効投票の総数÷議員定数(14人)の4分の1以上の得票が
	なければなりません。
(10)当選証書の付与	11月10日(月)に多可町役場議会議場にてお渡しします。

2. 選挙長及び選挙長の職務を代理する者の氏名並びに職務を行う場所

(1) 選挙長の氏名	野村喜男	
(2) 選挙長の職務を代理すべき者の氏名	時 政 良 光	
(3) 職務を行う場所	多可町中区中村町123番地	11 日 4 日
	多可町役場2階 大会議室	11月 4 日
	多可町中区中村町123番地	11日 - 日 11 12
	多可町役場 総務課	11月5日以降

3. 選挙に関する届出等の時間

候補者等が行う届出等については、**すべて午前8時30分から午後5時まで**となっており、午後5時を過ぎるとどのような事情があっても受け付けられませんので、特に期日の指定がある届出等については注意する必要があります。

なお、定められた届出等を忘れていたり、遅れたりすることによって公職選挙法違反等の罪に問われる場合もありますので、選挙運動関係者に対しても十分徹底してください。

第2 候補者となるためには

1. 候補者としての資格

(1) 被選挙権があること

被選挙権を有するには、年齢満25歳以上の日本国民で、次の欠格事項に該当しないことが必要です。

(欠格事項)

- ① 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者
- ② 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を受けることがなくなるまでの者(刑の執行猶予中の者を除く)
- ③ 公職にある間に犯した収賄罪等又は公職者あっせん利得の罪により刑に処せられた実刑期間とその後の10年間を経過しない者、その刑の執行の免除を受けた日から10年を経過しない者、又はその刑の執行猶予中の者
- ④ 法律で定めるところにより行われる選挙、投票及び国民審査に関する犯罪により禁固以上 の刑に処せられ執行猶予中の者及び被選挙権停止中の者
- ⑤ 公職選挙法に定める選挙犯罪のため、同法第252条により被選挙権が停止中の者
- ⑥ 政治資金規正法違反のため、同法第28条の規定により被選挙権停止中の者
- ⑦ 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法 等の特例に関する法律違反のため、同法第17条の規定により被選挙権停止中の者

(2) 重複立候補の禁止

この選挙において公職の候補者となっている者は、同時に他の選挙の公職の候補者となる ことができません。

(3) 連座制による立候補の制限

総括主宰者、出納責任者、地域主宰者、候補者又は立候補予定者の一定の親族、秘書、組織的運動管理者等が買収罪等を犯し、一定以上の罪に処せられた場合は、連座により、候補者の当選が無効とされるとともに、連座裁判確定等の時から5年間、同じ選挙で同一の選挙区から立候補できないことがあります。

(4) 選挙事務関係者及び立候補制限のある公務員でないこと

投票管理者、開票管理者及び選挙長は、在職中はその関係選挙区内で候補者となることができません。又、国家公務員・地方公務員は、一部の例外を除き、現職のまま立候補することはできません。これらの者が立候補すれば、直ちにその公務員を辞したものとみなされます。

2. 立候補の方法

(1) 届出の方法

立候補の方法としては、候補者になろうとする者自身の名によって届け出る方法(本人届出)と、他人を候補者にしようとする者が届け出る方法(推薦届出)とがありますが、いずれも 11 月4日(火)午後5時までに、郵便によることなく文書で選挙長に届け出なければなりません。(選挙長の職務を行う場所については1頁を参照)

(2) 届出に必要な書類

届出は、次の書類に必要事項を記載のうえ、添付書類を添えて期限までに提出してください。

- ① 候補者届出書又は推薦届出書
- ② 供託証明書
- ③ 宣 誓 書
- ④ 所属政党証明書(無所属の方は必要ありません)
- ⑤ 戸籍謄本又は抄本(概ね3ヶ月以内のもの)
- ⑥ 通称認定申請書(通称使用を希望する場合のみ)
- ⑦ 住 民 票(概ね3ヶ月以内のもの)
- (注)推薦届出の場合は、この外に候補者推薦届出承諾書、推薦届出者代表者証明書、当該推 薦届出者の選挙人名簿登録証明書が必要です。

- (3) 届出までに準備が必要な書類(候補者届の添付書類となります)
 - ①供託証明書

現金 15 万円又は額面 15 万円の国債証書(その権利の帰属が社債、 株式等の振替に関する法律(平成 13 年法律第 75 号)の規定による 振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされるものを含

む)を、候補者名義 (**戸籍名**)(推薦届出の場合は、推薦届出者名義) で供託することが必要です。

② 所属政党(政治 団体)証明書

各政党とも選挙の種類によって本部で決めているので、その選挙 ごとの発行権者の発行したものに限ります。

※無所属の候補者は必要ありません。

③ 戸籍謄本又は抄本

(概ね3ヶ月以内のもの)

④ 住 民 票

(概ね3ヶ月以内のもの)

(4) 届出等の記載要領

記載要領については一部記載例を示しています。記載にあたっては**楷書で正確に**書いてください。

各届出書への押印は不要です。ただし、本人確認書類の提示又は提出をしてください。なお、 届出書に本人の署名、記名押印がある場合はこの限りではありません。

- (5) 立候補届の受付
 - ① 受付期日 11月4日(火)午前8時30分から午後5時まで

(注)補充立候補については「選挙の主な日程」(1頁)を参照してください。

- ② 受付場所 多可町役場2階 大会議室 で受け付けます。
- ③ **受付要領** 告示の日の午前8時15分までに来られた届出者に限り、次の要領でくじにより受付順序を定めて行いますが、この後は届出のあり次第受け付けます。
 - (ア)受付順序を定めるくじを引く順序を定めるくじ

告示の日の午前8時20分に、受付順序を定めるくじを引く順序を定めるくじを行いますので、このくじに参加される届出者は11月4日午前8時15分までに多可町役場本庁舎2階大会議室にお越しください。なお、受付の順番(受付番号)が選挙運動用ポスターを貼付するポスター掲示場の区画番号となります。

(イ)受付順序を定めるくじ

(ア) のくじによってくじを引く順序が決定後、引き続きその順序によって、**受付順序を決めるくじ**を引いていただきます。 ※受付番号がポスター掲示板のポスター貼付け番号となります。

(ウ)立候補届出の受付

(イ)によって受付の順序が決定後、この順序によって立候補届出の受付を開始します。 したがって、11月4日の午前8時15分までにおいでにならなかった方は、くじを引いた 方々の後、その到着順序によって受付を行うことになります。

(6) その他

- (ア) 書類の訂正に備え、代理人の方は、届出等の名義人本人の印鑑を当日必ず持 参してください。(代理人の本人確認及び当該代理人の訂正が委任されている旨の 確認ができれば、代理人の署名若しくは押印により訂正が可能です。)
- (イ) 立候補受付会場内への入場は、混雑を避けるため1人の候補者につき2人までです。

(注)当日の受付事務をスムーズに行うため、届出書類の予備審査を10月21日(火)に予定していますので、届出関係書類の正本と印鑑を持って多可町役場2階大会議室まで必ずお越しください。なお、受付時間等を調整いたしますので、前もって電話で事務局まで連絡をお願いします。

3. 通称の使用

立候補の届出は戸籍簿に記載された氏名(以下「本名」という。)により行いますが、選挙長の 認定を受けますと、立候補届出等の告示や公営で行う選挙運動の際に、本名に代えて一般に広く通 用している通称を使用することができます。

この場合は、**通称認定申請書を立候補の届出書に添えて**選挙長に提出してください。

(1) 通 称 と は

一般に広く通用している呼び名のことですが、戸籍簿記載の字を使ったもの(濱一浜、國 一国等、常用漢字表等で通用字体とされている字体に改めたり、誤字、俗字を正字に改める 場合を除く)以外はすべて通称として取り扱われることになります。

また、漢字の氏名をかな書とする場合も通称となります。

(2) 通称の認定申請

通称認定申請書を候補者届に添えて提出 (立候補届出後の申請は認められません) していただきますが、その通称が本名に代わるものとして広く通用しているものであることを説明し、かつ、そのことを証するに足りる資料 (はがき、出版物等) を提示していただく必要があります。ただし、氏名を漢字の読みにしたがってかな書とする場合、資料の提示は不要です。

なお、通称の使用を予定されている場合は、予備審査の時に資料等を提示のうえご相談ください。

- (3) 通称を使用するもの
 - ① 立候補届出等の告示
 - ② 新 聞 広 告
 - ③ 選 举 公 報
 - ④ 投票記載所の氏名掲示

通称使用の認定を受けた場合は、上記のものすべてについて通称が使用されることになり、 一部のものについてのみ使用することはできません。なお、当選の告知、告示及び当選証書 等には本名により行います。

4. 立候補と同時にお渡しする証明書等

	(名 称)	(数)
(]) 街頭演説用標旗	1 流
2	運動用自動車の表示板	1枚
3	運動用拡声機の表示板	1枚
4) 運動員(乗車)用腕章	4枚
(5	運動員(街頭演説)用腕章	11 枚
6	新聞広告掲載証明書	2枚
(7) 選挙運動用通常葉書使用証明書	1枚
8	選挙運動用ビラ証紙交付票	1枚

※街頭演説標旗の大きさは、縦 $100 \text{ cm} \times$ 横 35 cmです。これを支持する竹の棒、はりがね等は、候補者でご用意ください。

第3 候補者となってからの届出・申請等

1. 届出等の種類及び時期

	事項	時 期
①.	選挙事務所設置届	設置後直ちに
2.	選挙事務所異動届	異動後直ちに
3.	出納責任者選任届	選任後直ちに
4.	出納責任者異動届	異動後直ちに
⑤.	選挙事務員等届	使用する前に
6.	選挙事務員等異動届	異動する前に
⑦.	選挙公報掲載申請	11月4日(火)
8.	新聞広告掲載申請	必要に応じ
9.	通常葉書(無料)の交付申請	必要に応じ
10.	選挙運動用ビラ証紙交付票	必要に応じ
11.	公営施設使用の個人演説会の開催申出	開催日の2日前まで
12.	選挙運動用自動車の使用の契約届出等(公費	立候補の届出後(契約後)直ちに
	負担)	
13.	選挙運動用ビラ作成契約届出等(公費負担)	立候補の届出後(契約後)直ちに
14.	選挙運動用ポスター作成契約届出等(公費負	立候補の届出後(契約後)直ちに
	担)	
15.	選挙(開票)立会人となるべき者の届出	11月6日(木)まで
16.	立候補の辞退届	11月4日(火)
17.	選挙運動費用の収支報告	11月24日(月)まで

○印は、立候補届と同時に提出することが望ましいもの。

2. 届出等の方法

(1) 選挙事務所の設置届

届出先	期限	必 要 な 書 類
町選挙管理委員会	設置後直ちに	○選挙事務所設置届 ○推薦届出者が設置するときは、候補者の承諾 書(推薦届出者が数人あり、その代表者が届 け出るときは、代表者証明書もあわせて)を 添付

- *設置できる者は、候補者又は推薦届出者に限られます。(法130第1項)
- *設置後直ちに、町選挙管理委員会に届け出ることが必要です。(法130第2項)
- *設置できる選挙事務所の数は、候補者1人について1箇所です。(法131第1項)

(2) 選挙事務所異動届

届出先	期限	必 要 な 書 類
町選挙管理委員会	異動後直ちに	○選挙事務所異動届 ○推薦届出者が異動するときは、候補者の承諾 書(推薦届出者が数人あり、その代表者が届 け出るときは、代表者証明書もあわせて)を 添付

(説 明)

*1日につき1回を超えて移動(廃止に伴う設置を含む)することができません。(法131 第2項)

(3) 出納責任者選任届

届 出 先	期限	必 要 な 書 類
町選挙管理委員会	選任後直ちに	○出納責任者選任届 ○推薦届出者が選任したときは、候補者の承諾 書(推薦届出者が数人あり、その代表者が届 け出るときは、代表者証明書もあわせて)を 添付

- 選任の方法 (法180第1項)
- 1 候補者が出納責任者を選任する方法
- 2 候補者が自ら出納責任者となる方法
- 3 候補者の承諾を得て推薦届出者(推薦届出者が数人あるときは、その代表者)が出納 責任者を選任する方法
- 4 候補者の承諾を得て推薦届出者(推薦届出者が数人あるときは、その代表者)が自ら出納責任者となる方法
- *出納責任者の選任届が選管に提出された後でなければ、選挙運動のための支出又は寄附の受領は一切許されません。(法184)但し、立候補準備のために支出することや、立候補届出前に候補者となる者が寄付を受けることは差し支えありません。
- *郵便で届出書を差し出す場合は「引受時刻証明」の取扱いとしてください。この場合、引受時刻証明の時刻をもって選管へ提出があったものとみなされます。(法183の2)

(4) 出納責任者異動届

届出先	期限	必要な書類
町選挙管理委員会	異動後直ちに	○出納責任者異動届○推薦届出者が出納責任者を異動選任したときは候補者の承諾書(推薦届出者が数人あり、
		その代表者が届け出るときは代表者証明書も あわせて)を添付 〇辞任又は解任を証する書面を添付

(説 明)

- *出納責任者に異動があったときは、選任者はその旨届出なければなりません。
- *出納責任者異動届には、解任又は辞任を証すべき書面を添付しなければなりません。
- *推薦届出者が解任した場合には、候補者の承諾書が必要です。(法181第1項、182第1項)

(5) 選挙事務員等届

届出先	期	限		必	要	な	書	類	
町選挙管理委員会	事務員等	等を使用 しゅうしん	○選挙事務	8員等周	届出 書	*			
	する前に	_							

(説 明)

- *選挙運動に従事する者のうち、①選挙運動のために使用する事務員、②専ら選挙運動のために使用する自動車の上において選挙運動のために使用する者(いわゆる「うぐいす嬢」)、③専ら手話通訳のために使用する者及び④専ら要約筆記のために使用する者について、この届出書に記載された者(1日7人以内)に限り、①については、1日15,000円以内、②~④については1日20,000円以内の報酬を支給することができます。(法197の2第2項、令129第4項)
- ○選挙事務員等届出書を町選挙管理委員会に提出する前に上記の者を使用した場合に報酬 を支給すると、買収の推定を受けることがありますので、特に注意してください。
- ○郵便で届出書を差し出す場合は、「引受時刻証明」の取扱いとしてください(令129)

(6) 選挙事務員等異動届

届出先	期	限	业	公	要	な	書	類	
町選挙管理委員会	異動する	る前に	○選挙事務員等	等后	出書	r T			

- *上記(5)の者については、1日7人以内で立候補届のあった日から選挙の期日の前日までの期間を通じて、35人を超えない員数に限り、異なる者を届け出ることができます。(6129)
- *上記(5) と同様、選挙事務員等届出書を選挙管理委員会に提出する前に上記の者を使用 した場合に報酬を支給すると、買収の推定を受けることがありますので、特に注意してく ださい。

(7) 選挙公報の掲載申請

	届 出 先	期	限		必	要	な	書	類	
町	「選挙管理委員会	11月4日	(火)	○選挙公	報掲載申	申請書	i i			
		午後5時	まで	○選挙公	報原稿					

(説明)

- *掲載申請の期限は11月4日(火)午後5時ですので、必ず期限までに提出してください。この期限を過ぎると、掲載されません。
- *掲載申請の期限は上記のとおりですが、**予備審査時に原稿と写真を提出**するようにして ください。
- *原稿は、選管が交付する用紙に黒色を用いて記載してください。なお、候補者の氏名欄については、縦書きで記載してください。
- *候補者の写真を掲載する時は、上半身無帽、正面向き、背景無地、白黒、手札型で同一のものを2枚提出してください。
- *原稿に図、イラストレーション及びこれらの類を記載しようとする場合は、原稿用紙の おおむね1/2を超えないようにしてください。
- *掲載方法は、提出された原稿をそのまま印刷しますので、そのつもりで原稿を書いてください。
- *原稿は折ったり汚損したりしないよう、運搬等には特に注意しお渡しするカードケース に保管してください。折ったり汚したりしますと、そのまま写真に写り印刷されます。
- *掲載文を撤回しようとするときは、11月4日午後5時までに撤回の申請をしてください。
- *掲載文を修正しようとするときは、掲載文の全文を書き改めて11月4日午後5時までに 修正の申請をしてください。
- *掲載文には、他人の名誉を傷つけ、若しくは善良な風俗を害し、又は特定の商品の広告 その他営業に関する宣伝等いやしくも選挙公報としての品位を損なうような事項は記載 できません。
- *掲載文を掲載する順序を定めるくじは、11月4日(火)午後6時から多可町役場大会議室にて行います。

(8) 新聞広告掲載申請

届出先	期	限	必要な書類
新聞広告をしようとす	選挙運動の	期間	○新聞広告掲載証明書
る新聞社	中		

- *広告は、選挙運動期間中、候補者1人につき**有料で2回**することができます。(法149 第4項)
- *候補者は、広告しようとする新聞社へ選挙長が発行した「新聞広告掲載証明書」を提出 してください。
- *広告のスペースは横9.6センチメートル、縦2段組以内です。(2人以上の候補者が共同して広告するときは、上記のスペースの範囲内であれば差し支えありませんが、その回数については、おのおの1回として計算されます。)(規則19条)
- *広告する場所は、**記事下**に限られ、**色刷りは認められません。**(規則19条第5項)

(9) 通常葉書 (無料) の交付申請

届出先	期	限		必	要	な	書	類	
○交付・表示→	選挙運動	の期間中	○選挙運動	用通1	常葉書	事使用	証明	書	
日本郵便(株)の配達									
事務取扱局									
○差出し→									
日本郵便(株)の配達									
事務取扱局									

(説 明)

- *使用できる**通常葉書の枚数は、800枚で無料です。**(法142第1項)
- *通常葉書の交付を受ける際は、「選挙運動用通常葉書使用証明書」を配達事務取扱郵便 局(特定郵便局を除く)の窓口に提出してください。
- *通常葉書を差し出す場合は、直接ポストに入れないで配達事務取扱郵便局の窓口に差し 出してください。

(10) 選挙運動用ビラ証紙の交付申請

届出先	期限	必要な書類
町選挙管理委員会		○選挙運動用ビラ証紙交付票○証紙を貼るべきビラの見本(種類が異なるビ
		ラがある場合においてはそれぞれの見本)

(説 明)

- *町選管が交付する証紙交付票に証紙を貼るべきビラの見本(種類が異なるビラがある場合においてはそれぞれの見本)を添えて町選管に提出してください。
- *町選管は、証紙を交付したときは、証紙交付票に交付年月日、交付枚数その他必要事項を記入し、町選管の印を押します。この場合に、交付した枚数が法第142条第1項第7号に定める枚数(1,600枚)に達しないときは、証紙交付票を提出者に返還します。
- *証紙の再交付は、町選管が特別の事情があると認められる場合を除くほかは行いません。
- * 証紙はビラの表面の見やすい箇所に貼付し、はがれることのないよう留意してく ださい。

(11) 公営施設使用の個人演説会の開催申出

届出先	期限	必 要 な 書 類
町選挙管理委員会	開催しようと する期日前2	○個人演説会開催申出書
	目まで	

- * 公営施設(学校、公民館、地方公共団体の管理する公会堂及び選挙管理委員会が指定した施設)を使用して行う個人演説会のみ申出が必要です。公営施設以外の施設を使用する場合は申出の必要はありません。(法161、163)
- *候補者は、公営施設を使用して開催する場合は、候補者1人につき同一施設ごとに1回に限り無料で使用できます。(法164)
- *公営施設の使用時間は、1回につき5時間を超えることはできません。(令112第3項)

(12) 選挙運動用自動車の使用の契約届出等

届出先	期限	必 要 な 書 類
町選挙管理委員会	立候補の届出後(又	○選挙運動用自動車の使用の契約届出書
	は契約後)直ちに	○契約書の写し
		○選挙運動用自動車燃料代確認申請書

(説 明)

- *立候補の届出よりも前に契約したものについては、1枚の「**選挙運動用自動車の使用の契 約届出書**」にまとめて記入し、立候補の届出後直ちに届け出てください(条例3、規定2)
- *立候補の届出の後に契約したものについては、契約後直ちに届け出てください。 この場合も同時に2以上の契約について1枚の「届出書」で届け出ていただいても差し支え ありません。
- *契約書の写しは**複写したもの**を提出してください。
- *ガソリンの燃料供給契約をした場合は、選挙運動用自動車燃料代確認申請書により選挙 運動用自動車燃料代確認書を交付しますので、当該確認書を契約の相手方にお渡しくだ さい。(規定5、6)
- *契約の相手方に対しては**選挙運動用自動車使用証明書**(契約の種類により「自動車」「燃料」「運転手」の区分があります。)を**使用の実績に基づき**作成し提出してください。「選挙運動用自動車使用証明書」は、お渡しする用紙を用いて候補者が作成してください。「燃料」の場合は、給油伝票の写しを添えて提出してください。(規定5)
- *以上の手続は、選挙運動用自動車の使用について条例2条に基づく**公費負担の適用を受けようとする場合に必要**で、全額を候補者が賄う場合は必要ありません。

(13) 選挙運動用ビラ作成契約届出等

届出先	期限	必要な書類
町選挙管理委員会	立候補の届出後(又	○選挙運動用ビラ作成契約届出書
	は契約後)直ちに	○契約書の写し
		○選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書

(前 明)

- *立候補の届出よりも前に契約したものについては、立候補の届出後直ちに、立候補の届出の後に契約したものについては契約後直ちに届け出てください。(条例8、規定2)
- *契約書の写しは**複写したもの**を提出してください。
- *選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書により選挙運動用ビラ作成枚数確認書を交付します ので、候補者から当該確認書をビラ作成業者にお渡しください。(ビラ作成業者の提出す る請求書の添付書類となります。)(規定5、6)
- *ビラ作成業者には上記の「確認書」のほか、**選挙運動用ビラ作成の実績に基づいて作成した選挙運動用ビラ作成証明書**もお渡しください。「選挙運動用ビラ作成証明書」は、お渡しする用紙を用いて候補者が作成してください。(規定5)
- *以上の手続は、選挙運動用ビラの作成について条例7条に基づく**公費負担の適用を受けようとする場合に必要**で、全額を候補者が賄う場合は必要ありません。

(14) 選挙運動用ポスター作成契約届出等

届出先	期限	必要な書類
		○選挙運動用ポスター作成契約届出書
		○契約書の写し
		○選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書

(説 明)

- *立候補の届出よりも前に契約したものについては、立候補の届出後直ちに、立候補の届出の後に契約したものについては契約後直ちに届け出てください。(条例12、規定2)
- *契約書の写しは**複写したもの**を提出してください。
- *選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書により選挙運動用ポスター作成枚数確認書を交付しますので、候補者から当該確認書をポスター作成業者にお渡しください。(ポスター作成業者の提出する請求書の添付書類となります。)(規定5、6)
- *ポスター作成業者には上記の「確認書」のほか、**選挙運動用ポスター作成の実績に基づい て作成した選挙運動用ポスター作成証明書**もお渡しください。「選挙運動用ポスター作成 証明書」は、お渡しする用紙を用いて候補者が作成してください。(規定5)
- *以上の手続は、選挙運動用ポスターの作成について条例11条に基づく**公費負担の適用を受けようとする場合に必要**で、全額を候補者が賄う場合は必要ありません。

(15) 選挙立会人となるべき者の届出

届出先	期限	必要な書類
選挙長	11月6日(木)	○選挙立会人となるべき者の届出書
	午後5時まで	○選挙立会人となるべき者の承諾書

(説 明)

- *候補者は、町選挙人名簿に登録された者の中から、本人の承諾を得て1人を選挙立会人として届出することができます。(法62第1項,法76)
- *この届出をする場合には、選挙立会人となるべき者が選挙立会人となることを承諾した旨を証する書面を添付しなければなりません。(令69,82第1項)
- *選挙立会人の届出のあった者が10人を超える場合及び同一政党等に属する候補者からの 届出が3人以上の場合は、町選挙管理委員会がくじで定めることになります。(法62第2項)

(16) 立候補の辞退届

届 出 先	期限	必要な書類
選挙長	11月4日(火) 午後5時まで	立候補の辞退届

(説 明)

*候補者が立候補を辞退するときは、選挙長に対して、その旨**文書で届け出**なければなりません。 (法86の4第10項、令89第7項)

(17) 選挙運動費用の収支報告

届出先	期限	必要な書類
町選挙管理委員会	11月24日(月) (第1回分)	○選挙運動費用収支報告書○領収書、その他の支出を証すべき書面の写し○領収書等を徴し難い事情があった支出の明細書○振込明細書に係る支出目的書

- *報告書は、お渡しする用紙を用いるか、総務省が公表している選挙運動用収支報告書作成支援様式(https://www.soumu.go.jp/senkyo/sakusei_shien.html)により作成したものを **1部**提出してください。
- *報告書には、**領収書等の写し**、またはこれらを徴し難い事情があったときは、「**領収書等を徴し難い事情があった支出の明細書**」を添えてください。
- *金融機関への振込みを利用し、支出した相手方から領収書を徴することができなかった場合で、振込明細書に支出の目的が記載されていない場合には、「振込明細書に係る支出目的書」と振込明細書の写し(支出の金額及び年月日が記載されたもの。以下同じ。)もしくは「領収書等を徴しがたい事情があった支出の明細書」と振込明細書の写しを添えてください。
- *ただし、振込明細書に支出の目的が記載されている場合(出納責任者が当該振込明細書の 余白に支出の目的を記載した場合を含む。)、当該振込明細書の写しの提出のみで足りま す。
- *選挙運動の費用、備えるべき会計帳簿、収支報告書の記載要領等は「第5 選挙運動の費用」に詳しく書いてありますからご参照ください。
- *この収支報告書の要旨を、選挙管理委員会は、公表しなければならないことになっています。(法189第1項、法192第1項)

第4 選挙運動用各種表示等の再交付

選挙運動用としてお渡しする表示等を紛失し、再交付を受けようとされる場合は、直ちに西脇 警察署に紛失届を提出するとともに、再交付申請書に必要事項を記載のうえ、町選挙管理委員会 へ申し出てください。

なお、新聞広告掲載証明書、候補者用通常葉書使用証明書、選挙運動用通常葉書差出票、自動 車燃料代確認書等の確認書及び選挙運動用ビラ証紙については再交付しませんので、その保管に ついては十分なご注意をお願いします。

第5 選挙運動の費用

1. 選挙運動費用の最高限度額

法定選挙運動費用の最高限度額は、次の算式で計算します。(法 194 第 1 項·令 127 第 1 項)

11月3日現在における選挙人名簿登録者数/14×1,120円+90万円=最高限度額 (100円未満切上)

町長・町議会議員選挙に際し、11月3日に選挙時登録を行いますので、正式な額は11月4日に告示するとともに各候補者に通知します。

なお、令和7年9月1日現在の選挙人名簿登録者数で計算した金額は第3部「選挙運動参考事項」をご参照ください。

2. 出納責任者の職務

選挙運動をするには必ず費用がともないます。この費用は、若干の例外(「8 選挙運動費用と みなされない支出」参照)を除き、すべて選挙運動費用として必ず収支報告書に計上しなければ なりません。又これらの支出は、立候補準備のための支出を除き、原則として出納責任者でなけ ればすることができません。

いいかえますと、選挙運動の経費について全面的な責任と権限を有しているのが出納責任者であり、選挙運動費用の収支報告も自らの名においてしていただくこととなります。

また、出納責任者の届出がなければ選挙運動のために寄附を受け、また支出することができませんので、**立候補と同時に出納責任者を届け出ることが必要です。**

出納責任者の地位及び職務の主なものをあげると次のとおりです。

- (1) **会計帳簿を備え**、選挙運動に関するすべての寄附及びその他の収入並びに支出を記載すること。(法 185 第 1 項)
- (2) 選挙運動に関する**支出は、立候補準備のための支出を除き、原則として出納責任者でなければすることができない**こと。 (法 187 第 1 項)
- (3) 選挙運動に関するすべての支出について、支出の金額、年月日及び目的を記載した領収書、 その他支出を証すべき書面を徴すること。(法 188 第 1 項)
- (4) 選挙運動に関するすべての寄附及びその他の収入並びに支出を**選挙期日後 15 日以内(11 月 24 日) に町選挙管理委員会へ報告すること。**(法 189 第 1 項)

なお、この報告後、さらに収入及び支出があれば、その収入及び支出のなされた日から**7 日以内**に報告すること。

- (5) 寄附の明細書を受理すること。(法 186 第 1 項)
- (6) 帳簿及び書類の保存(3年間)をすること。(法191第1項)

以下、出納責任者の職務内容の概要並びに選挙運動費用について記述します。

3. 支出金額の最高額の決定

出納責任者を選任した者は、文書で、出納責任者の支出することができる金額の最高額を定め、 選任者と出納責任者がともに、署名押印しなければなりません。(法 180 第 2 項)

4. 会計帳簿の整備

出納責任者は、会計帳簿を備え、これに選挙運動に関するすべての寄附及びその他の収入並びに支出について記載しなければなりません。この記載は次の事項について行いますが、この会計帳簿の記載の方式は、収支のバランスをとることが目的ではなく、選挙の公正の原則により資金を公開することが目的ですから、一般の場合と大きく異なります。(法 185 第 1 項)

- (1) 選挙運動に関するすべての寄附及びその他の収入(候補者のために候補者又は出納責任者と意思を通じてなされた寄附を含む。)
- (2) (1)の寄附をした者の氏名、住所及び職業並びに寄附の金額(労務、資材等の無償提供によ

る金額以外の財産上の利益については、時価に見積もった金額)及びその年月日。

- (3) 選挙運動に関するすべての支出(候補者のために候補者又は出納責任者と意思を通じてなされた支出を含む)
- (4) (3)の支出を受けた者の氏名、住所及び職業並びに支出の目的、金額及びその年月日。

5. 会計帳簿の記載要領

出納責任者は、前記の会計帳簿に記載された**内容をそのまま収支報告書に転記**して提出することになります。

どのように分類して記載するかということについて、選挙運動費用を分類して費目ごとに説明します。

(1) 収 入

金銭、物品その他の財産上の利益の収受、その収受の承諾又は約束をいう。

ア **寄 附** 金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付約束で党費、会費そ の他債務の履行としてされる以外のもの。(法 179 第 2 項)

イ **その他の収入** 収入の中から寄附を除いたもの。したがって、候補者個人が借りた金銭、 自己資金をいう。

(2) 支 出

支出関係については、公職選挙法施行規則別記第30号様式の備考により10項目に分類されているので、この分類によって例示すると次のとおりです。

- ① **人 件 費** 労務者及び選挙運動のために使用する事務員等として届け出た者に対する報酬が考えられます。
- ② 家屋費
- (ア) 選挙事務所費 事務所借上料。この中には、事務所自体と机などの備品の借上料及び **電話の架設費**も含まれます。
- (イ) 集合会場費 個人演説会場の借上料。
- ③ 通信費 電話(借上料及び通話料)及び事務連絡のための郵便等に要する費用。
- ④ 交 通 費 運動員、事務員、労務者の車賃等の実費弁償です。友人等が好意的に 乗物に乗せてくれた場合にも時価に見積り、費用の中に加算しなけれ ばなりません。

(いわゆる「選挙運動用自動車」のために支出した費用は、「8」で 説明するとおり選挙運動費用に算入する必要はありません)

⑤ **印 刷 費** 選挙運動用ポスター、ビラ及び通常葉書の印刷費等。

ポスター、ビラ及び通常葉書の印刷費は、公費負担によって無料で作成した場合も計上します。(この場合、備考欄に公費負担対象支出である旨を記載するとともに、公費負担分については、収支報告書への転記の際、領収書等を徴しがたい事情があった支出の明細書にも記載してください。)

- ⑥ 広告費 立札、看板、ちょうちん、たすき、拡声機等の費用。
- ⑦ 文 具 費 紙、ペンその他選挙運動のために使用した消耗品等の費用。
- ⑧ 食 糧 費 選挙運動員等に出す弁当料及び茶菓料。
- ⑨ 休泊費 休憩費及び宿泊費に要した費用。
- ⑩ 雑 費 光熱水費等。

以上10項目について大まかに説明しましたが、選挙運動費用はここに例示したものだけとは限りませんので、適宜、上記の10項目にあてはめて支出簿に記載してください。

労務、資材等の無償提供を受けた場合は、寄附として収入欄に記載するとともに、支出についても同額を該当費目に記載し、「領収書等を徴しがたい事情があった支出の明細書」にも記載してください。また、これらの支出の記載にあたっては消費税を含めた額を記載してください。なお、会計帳簿の記載については別記1の記載例を参照してください。

6. 収支報告書の記載及び提出

(1) 報告書の記載要領

先に記述しました会計帳簿の記載内容を選挙運動費用収支報告書にそのまま転記していた だくわけですが、次の点にご注意願い**月日を追って記載**してください。この場合**前述の各** 費目の最後の頁に費目合計を記入してください。

ア 収入の部

- (ア) 「参考」欄には、選挙運動に係る公費負担相当額(選挙運動用ビラ若しくはポスターの作成に係るものをいう。以下同じ。)を記載してください。また、その他の参考となる事項を記載することができます。
- (イ) 1件1万円を超えるものについては各件ごとに記載し、1件1万円以下のものについては種別ごとに各収入日における合計額を一つの欄に記入してください。
- (ゥ) 「種別」欄は、寄付又はその他の収入の別について、該当する番号に〇を付すなど してください。なお、**候補者の自己資金は、「その他の収入」になります(寄附ではあり** ません)。
- (エ) 「金銭以外の寄附及びその他の収入の見積の根拠」欄には員数及び単価等の金銭見 積の根拠を記載してください。

イ 支出の部

- (ア) 支出費目別に月日を追って記載してください。また、**各費目の最後に費目合計を記入してください。**
- (イ) 「支出のうち公費負担相当額」欄には、選挙運動に係る公費負担相当額を記載してください。各項目において二以上の契約がある場合には、契約ごとに記載してください。
- (ゥ) **「区分」**欄は、**立候補準備のために**支出した費用と、**選挙運動のために**支出した費用の区分について、該当する番号に○を付すなどしてください。
- (ェ) 「支出の目的」欄には、支出の目的(事務員報酬、労務者報酬、事務所借上料等)を 記載し、その内訳(員数、単価等)を「備考」欄に記載してください。
- (オ) 「金銭以外の支出の見積の根拠」欄には、無償提供の場合の員数及び単価等の金銭見 積の根拠を記載してください。

なお、上記以外の点については、様式中「記載上の注意」をご参照ください。

(2) 報告書の提出

- (7) 選挙期日の告示の日までと、告示の日から選挙期日まで及び選挙期日経過後になされた 寄附及びその他の収入並びに支出については、これを合わせて精算し、選挙期日から 15 日以内(11月24日(月)まで)に第1回分として町選挙管理委員会まで持参してください。
- (イ) 第1回精算届出後において収支のあったときは、その分についてのみ費目ごとに記載し、 収支の日から7日以内に第2回分として前回の合計額に加算して提出してください。
- (3) 報告書の提出部数

報告書は、1部提出してください。用紙は別途お渡ししますが、記載は黒色のペンでしてください。なお、用紙に鉛筆で記入し、そのコピーによって提出されてもさしつかえありません。

7. 収支報告書の添付書類

報告書を提出するときは領収書その他の支出を証すべき書面の写し、領収書等の書類を徴し難い事情があったときは、その旨並びに支出の金額、年月日及び目的を記載した書面「領収書等を徴し難い事情があった支出の明細書」、及び報告書に真実の記載がなされていることを誓う旨の文書を添付しなければなりません。(法 189)

※ 金融機関への振込みを利用し、支出した相手から領収書を徴すことができなかった場合で、 振込明細書に支出の目的が記載されていない場合は、「振込明細書に係る支出目的書」と振込明 細書の写し(支出の金額及び年月日が記載されたもの。以下同じ。)又は「領収書等を徴し難い 事情があった支出の明細書」と振込明細書の写し

ただし、振込明細書に支出の目的が記載されている場合(出納責任者が当該振込明細書の余白に支出の目的を記載した場合を含む。)、当該振込明細書の写しの提出のみで足ります。

8. 選挙運動費用とみなされない支出

選挙運動に要した費用は、原則として選挙運動費用の中に算入されますが、次に掲げるものは選挙運動費用とみなされません。(法 197)

- (1) 立候補準備に要した支出で、公職の候補者又は出納責任者となった者のした支出又はその者と意思を通じてした支出以外のもの
 - (これは、候補者又は出納責任者が全く関知しないものであり、帳簿に記入して届出をする ことができないため除外されます。)
- (2) 候補者として届出があった後、候補者又は出納責任者と意思を通じてした支出以外のもの
- (3) 候補者が乗用する車等のために要した支出(**候補者本人にかかる一切の交通費は、選挙運動費用に算入されません。**)
- (4) 選挙期日後において選挙運動の残務整理のために要した支出
- (5) 選挙運動に関し支払う国又は地方公共団体の租税又は手数料(ただし、消費税は選挙運動 費用として算入します。)
- (6) 公職選挙法第14章の3(政党その他の政治団体等の選挙における政治活動)の規定により政党その他の政治団体が行う選挙運動のために要した支出(ただし、当該政治団体の政治資金収支報告書に計上する必要があります。)
- (7) 主として選挙運動のために使用する自動車等のために要した支出(公費負担適用の有無にかかわらず、選挙運動費用の中に算入されません。)

以上7項目が選挙運動費用から除外されていますので、記載する必要はありません。 なお、この外によく供託金が記載されていますが、これも記載する必要はありません。 また、**候補者の日常生活と密接な関係にある費用**は選挙運動費用から除外されます。例え ず、「候補者の日客を選挙事務所に使用したとき」などは費用に加算しなくて構いません。

- ば、「候補者の自宅を選挙事務所に使用したとき」などは費用に加算しなくて構いません。 なお、これに類した実例、判例は次のとおりです。
 - 候補者の家族又は親族が労務を提供した場合は、時価に換算して計上すべきですが、 本業の合間の短時間の労務の提供など見積ることが困難であるような場合は、加算す る必要はありません。
 - 労務者の傷害などに要した医療費は加算する必要はありません。
 - 選挙運動のために備えた椅子、机、ガラス等の破損弁償金のように通常の損料に属しないものは加算する必要はありません。
 - 選挙運動員が従来から日常の生活に使用する自転車を使用した場合は加算する必要は ありません。
 - 選挙運動費が自己名義の定期乗車券を使用して運動した場合は、その費用は加算する 必要はありません。
 - 風雨による看板の復旧費は加算する必要はありません。

9. 「選挙運動に従事する者」及び「選挙運動のために使用する労務者」に支給できる報酬及び 実費弁償等

「選挙運動に従事する者」や「選挙運動のために使用する労務者」に対する実費弁償、報酬は、選挙運動を膨大ならしめないために、一定の制限が設けられています。(法 197 の 2 第 1 項) この制限に違反すると買収の推定を受ける場合があります。

区分		実費弁償	報酬	適用
	一般の選挙運動員		支給できない	
選挙運動に従事する	選挙運動のために使用する事務員 ※選挙運動のために雇い入れられた者 で、選挙運動に関する事務に従事するも のであり、街頭演説等選挙人に直接働き かける行為を行う者は含まれない。	支給できる。 下記(1)参照		①選挙事務員
	専ら選挙運動用自動車・船舶の上において選挙運動のために使用する者 ※いわゆるうぐいす嬢のように選挙運動 用自動車・船舶の上において連呼行為等 の選挙運動を行うことを本務として雇用 された者である。		文紹できる。 下記(1)参照 支給できる。 次頁(3)参照	等届が必要 ②人数制限あり
	専ら手話通訳のために使用する者			
	専ら要約筆記のために使用する者			
選挙運動のために使用する労務者 ※選挙運動を行うことなく、立候補準備行為及び選挙運動に付随して行う機械的労務(例えばポスター貼り、葉書の宛名書及び発送、自動車の運転等)に従事する者である。		支給できる。 下記(2)参照	支給できる。 次頁(4)参照	

- (1) 選挙運動に従事する者1人に対して支給することができる実費弁償の種別及びその額の最高額は、次のとおりです。 (令129第1項)
 - ① 鉄道賃………鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
 - ② 船 賃………水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
 - ③ 航空 賃………航空旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
 - ④ 車 賃………陸路旅行(鉄道旅行を除く)について、路程に応じた実費額
 - ⑤ 宿 泊 料(食事料2食分を含む。)………1夜につき23,000円
 - ⑥ 弁当料………1食につき1,500円、1日につき4,500円
 - ⑦ 茶 菓 料………1日につき1,000円
- (2) 選挙運動のために使用する労務者1人に対し支給することができる実費弁償の額は次のとおりです。(令129第1項)
 - (ア) 鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃…… (1)の①~④に掲げる額
 - (4) 宿泊料(食事料を除く。) ……1 夜につき 20,000 円
- (3) 選挙運動に従事する者(選挙運動のために使用する事務員、専ら選挙運動用自動車・船舶の

上において選挙運動のために使用する者及び専ら手話通訳のために使用する者であって、「選挙事務員等届(異動届)」であらかじめ町選挙管理委員会に届け出た者に限る。)1人に対し支給することができる報酬の額は次のとおりです。(令 129 第 1 項)

- ① 選挙運動のために使用する事務員………1日につき15,000円以内
- ② 専ら選挙運動用自動車の上において選挙運動のために使用する者、専ら手話通訳のために使用する者及び専ら要約筆記のために使用する者……1日につき20,000円以内
- (4) 選挙運動のために使用する労務者1人に対し支給することができる報酬の額は次のとおりです。(令129第1項)
 - ① 基本日額………10,000円以内、ただし、弁当を提供した場合は、提供した弁当の実費 に相当する額を差し引いた額
 - ② 超過勤務手当…… 1日につき上記の額の5割以内

10. 帳簿及び書類の保存

出納責任者は、会計帳簿、明細書及び領収書その他の支出を証すべき書面を、選挙運動費用収支報告書提出の日から3年間保存しなければなりません。(法191第1項)

11. 会社、労働組合等の寄附の禁止

候補者等の寄附の禁止(法199の2第1項)

候補者又は候補者になろうとする者(現在公選によって公職にある者を含む)は、その選挙 区内にある者に対し、選挙に関すると否にかかわらず、また時期の如何を問わず特定の例外 (法 249 の 2)を除き一切の寄附が禁止されています。

第6 選挙運動用各種表示物の返還

候補者は、立候補届出の際に交付を受けた次の選挙運動用表示物を、選挙終了後直ちに町選挙 管理委員会へ返還してください。

1. 街頭演説用標旗 1流

2. 選挙運動用自動車の表示板 1 枚

3. 選挙運動用拡声機の表示板 1枚

4. 選挙運動員 (乗車用) 腕章 4枚

5. 選挙運動員(街頭演説用)腕章 11枚

なお、紛失等により返還する数が、交付を受けた数よりも不足する場合は、その旨を文書で届 出てください。 第2部 選挙公報掲載文原稿 記載上の注意事項 選挙公報は候補者から提出された原稿をそのまま写真製版して、印刷(縮小版)しますので、掲載文を原稿様式に記載されるとき、次の注意事項を参照しながら原稿を作成してください。

1. 様式

多可町選挙管理委員会が交付する様式に従って記載してください。

2. 掲載文の書き方

- (1) 右端枠内には候補者の氏名(戸籍簿に記載されている氏名、通称使用の認定を受けられた 方はその通称)等を縦書きで記載してください。
- (2) 左方の欄には、候補者の政見、経歴等を記載してください。縦書き、横書き等の制限はありません。
- (3) 記載文字が外枠の線より、はみ出したりしますと公報に登載できませんのでご注意ください。
- (4) 原稿に図、イラストレーション及びこれらの類を記載しようとする場合は、原稿用紙のおおむね 1/2 を超えないようにしてください。
- (5) 掲載文は、必ず濃い墨又は黒インクを用いて記載してください。
- (6) 掲載文は、提出されたそのまま印刷します。しわになると、写真に撮影したときに、しわが 写る場合がありますので、しわにならないようお渡しするカードケースに入れて提出してく ださい。

3. その他

- (1) 候補者の写真(上半身無帽、正面向き、背景無地、白黒、手札型)で同一のものを2葉提出してください。
- (2) 誤字、汚損しているもの、折目のあるもの等は、そのまま写真に写りますから御注意ください。
- (3) 訂正は、白紙を貼ってその上に記載すればできますが、「裏うつり」がすることがありますから御注意ください。
- (4) 掲載文には、他人の名誉を傷つけ若しくは善良な風俗を害し又は特定の商品の広告その他 営業に関する宣伝をする等、選挙公報としての品位を損なうような場合は掲載できません。

第3部 選挙運動参考事項

項目	内容	根拠法令
○選挙執行に関	告示日 11月4日(火)	法33
する主な日程	投票日 11月9日(日)	
	投票時間 午前7時から午後8時まで	法40①
	1. 選挙時登録	
	基 準 日 11月3日	法22②
	登 録 日 11月3日	
	異議申出期限 11月4日	法24②
	2. 立候補届出日 11月4日	法86の4①②
	3 . 補充立候補届出最終日 11月7日	法86の4⑥
	4. 選挙公報掲載申請期日 11月4日	
	5. 選挙(開票)立会人の届出期限 11月6日	法62・76
	6. 選挙運動ができる期間	法129
	※ポスター掲示場にポスターを掲示できる期間	法143⑥
	11月4日(立候補届受付後)~11月8日まで	
	ただし、11月8日までに掲示したポスターは、選挙当日	
	においても掲示しておくことができる。	¥ 00 (I)
	7. 選挙会(開票)11月9日8. 当選告示(当選の効力発生)11月9日	法80① 法101の3②
		法1010/32
	 9. 当選証書付与	法105①
	10. 選挙運動費用の収支報告書提出期限	法189①
	11. 選挙の効力に関する異議申出期限	法202①
	12. 当選の効力に関する異議申出期限 11月24日	法206①
		12200
○供 託	15万円の現金又は額面15万円の国債証書	法92①
○供託物の没収	有効投票の総数÷議員定数14÷10に達しないとき	法93①
	候補者を辞退または辞退とみなされる場合 等	法93②
0 N 1 1 1 1 - 1 N/		N 0
○法定得票数	有効投票総数÷議員定数14÷4以上の得票数	法95①
 ○選挙運動費用	11月3日現在の名簿登録者数を議員定数14で除し、1,120円を	法194①
の最高限度額	乗じた額に90万円を合算した額	令127
	※参考 令和7年9月1日現在の名簿登録者数による概算額	
	は次のとおり。	
	15,913人÷14人×1,120円+90万円≒2,173,100円	
○選挙事務所	1. 設置できる者は、候補者又は推薦届出者に限る。	法130①
	2. 設置できる数は、候補者1人につき 1ケ所 に限られる。	法131①
	3. 選挙事務所は、1日につき1回を超えて移動(廃止に伴	法131②
	う設置を含む)することができない。	
	4. 設置又は異動のつど直ちに選管あてに届出書を提出しな	法130②
	ければならない。	
	5. 選挙事務所は選挙当日でも設置することができるが、投	
	票所を設けた場所の入口から300メートル内の区域には認	ž
	置できない。	

項目	内容	根拠法令
○選挙運動用自	1. 使用できる台数は自動車1台に限る	法141①
動車	2. 使用できる自動車の種類	法141④
	(1) 乗車定員10人以下の乗用自動車	令109の3
	(普通、小型、軽自、二輪等)	
	(2) 乗車定員4人以上10人以下の小型自動車 (バン型等)	
	(3) 四輪駆動式の自動車で車両重量2トン以下のもの	
	(ジープ等)	
	ただし、次のものは使用できない。	
	①構造上宣伝を主たる目的とするもの	
	②構造上、屋根・側面・後面の全部又は一部があけっぱな	
	しになっているもの(二輪自動車を除く。)	
	③(1)、(2)の自動車で屋根がとりはずせたり、開くことができるもの	
	④なお、(3)の自動車については、屋根の開閉できるもの	
	でも使用できるが、 走行中 開いて使用することはできな	
	v.	
	3. 使用中は選管が交付する表示板を掲げなければならな	法141⑤
	V) ₀	N
		法141の2①
	1台につき4人以内である。	¥141 Ø 9 @
	5. 上記の4人は選管が交付する乗車の腕章を(腕章の交付数は4)を着用しなければならない。	法141の2②
	数は4)を有用しなりがはなりない。	
○選挙運動用自	 1. 自動車は、供託物が国庫に帰属することとならない限り	条例 2
動車の公費負	一定の金額の範囲内で公費負担により使用することができ	
担	る。	
	2. この場合、候補者は自動車の使用に際し、次のいずれか	条例 3、4
	又はその両方を用いて契約をしなければならない。	
	(1)「一般乗用旅客自動車運送事業者」(ハイヤー業者)との運	
	送契約	
	(2)レンタカーなどの借入れの契約・ガソリンなどの燃料の	
	供給契約・運転手の雇い入れ契約 3. 2の契約を結んだ後直ちに(立候補の届出前に契約した	条例 3
	ものについては立候補の届出後直ちに(立候補の届出前に契約した	規定 2
	を添え「選挙運動用自動車の使用の契約届出書」を町選管に	/ゾL ハL ム
	提出しなければならない。	
	4. 候補者は契約の相手方に使用の実績に基づいて作成した	規定 3、4、
	「選挙運動用自動車使用証明書」を交付しなければならな	5
	٧٠°	
	なお、燃料の供給契約の場合には、選挙運動用自動車使	
	用証明書に 給油伝票の写し の添付が必要であるとともに、	
	「選挙運動用自動車燃料代確認申請書」を町選管に提出し「選	
	■ 挙運動用自動車燃料代確認書 」を受領の上、当該確認書を燃 ■ 料供給業者に交付しなければならない。契約業者は請求書	
	に上記の「証明者」(然科供和業有は加えて「確認者」と相価伝 票の写し)を添付して町選管に請求しなければならない。	
	ポップ ∪/で IM ID し ┗ ID	

項目	内容	根拠法令
	ずれか少ない方の額で算出した金額であり、これを超える金額は候補者が負担しなければならない。2の(1)の契約 運送1日につき64,500円2の(2)の契約自動車借上料 借入1日につき16,100円燃料代 (立候補の日から選挙期日の前日までの日数-ハイヤー等の借上げ日数)×7,700円運転手人件費 雇入れ1日につき12,500円	条例 4
	ただし、同一日に2の(1)と(2)の契約が重複してなされている場合は、いずれかの一の契約のみに公費による負担を行う。	条例 5
○拡 声 機	1. 使用できる数は、候補者1人につき 一揃 (原則としてマイク、スピーカー及びアンプ)である。	法141①
	2. 使用中は選管が交付する 表示板 (表示板の交付数は1) を掲示しなければならない。	法141⑤ 法141①但
	場において別に1揃を使用できる。(この場合は表示板は不用)	書
○頒布すること ができる文書 図画	インターネット等を利用する方法により頒布する場合を除き、通常葉書(無料)800枚、町選管に届け出た2種類以内のビラ(無料)1,600枚のほかは一切頒布することができない。 ※したがって、ウェブサイト等に掲載され、又は電子メールにより送信された図画であっても、それを紙に印刷して頒布することはできない。	法142①
○通 常 葉 書	が押捺してある。 4. 交付される枚数の全部又は一部の交付を受けない場合は、その交付を受けない枚数に限り、手持ちの通常葉書(私製を含む)を選挙郵便物に充てることができる。この場合、郵便物の配達事務を取り扱う郵便局(特定郵便局を除く)の窓口に候補者用通常葉書使用証明書を提示して当該通常葉書を提出し、選挙用である旨の表示を受けなければならない。 5. 記載内容には格別の制限がない。但し、その内容が犯罪を構成する場合には、それぞれの法律の処罰の対象とな	法142①⑤ 郵規2① 郵告① 法142⑤ 令109の5 郵規2② 郵規3
	る。 6. 通常葉書を差し出す場合は、ポストに入れずに選挙長が発行した選挙運動用通常葉書差出票を添えて日本郵便(株)の配達事務取扱営業所又は日本郵便(株)の指定した日本郵便(株)の営業所に直接差し出さなければならない。	郵規8

項目		根拠法令
○選挙運動用	1. 候補者は、町選管に届け出た2種類以内のビラを合計	法142①
ビラ	1,600枚 の範囲内に限り頒布できる。	
	2. ビラの大きさは 29.7cm×21cm(A4版)以内 である。	法142⑧
	3. ビラの表面に 頒布責任者の住所、氏名及び印刷者の住	法142⑨
	所、氏名(法人にあっては名称) を記載しなければならな	
	۱,۰	
	4. ビラの頒布の方法は、新聞折込みの方法か次の場所にお	法142⑥
	ける頒布に限られている。	令109の6
	(1) 選挙事務所内	
	(2) 個人演説会の会場内	
	(3) 街頭演説の場所	
	5. ビラには町選管の交付する 証紙を貼付しなければならな	法142⑦
	い。ビラの証紙は、別に交付する「 選挙運動用ビラ証紙交	
	付票 」に証紙を貼るべきビラの見本を添えて交付申請をす	
	る。	
○候補者用ビラ	1. ビラは供託物が国庫に帰属することとならない限り一定	法 142 10
の作成の公費	の金額の範囲内で公費負担により作成することができる。	
負担	2. 公費負担により作成しようとするときは、次の手続が必	令 109 の 8
	要である。	1
	町選管	
	T突 T杈 ┃ 🖣	
	届 、 確	
	出 う 認 清	
	膜補者 ▲ 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 	
	作成業者	
		Δ 100 D 9
	3. 公費負担額は、一の契約ごとに、契約上の作成単価と次	令 109 の 8
	に記載する上限単価のいずれか少ない方の金額に、町選管	
	が確認した作成枚数(上限:1,600枚)を乗じた金額であ	
	り、これを超える金額は候補者が負担しなければならな	
	い。 上限単価=8円38銭(※1銭未満の端数は切上げ)	
	工限中間一 6 円 36 銭(※1銭木個の姉数は切工り)	
○ウェブサイト	1. 選挙運動のために使用する文書図画は、ウェブサイト等	法142の3①
等を利用する	1. 選手運動のために使用する又音図画は、ウェブッイド等 を利用する方法により、頒布することができる。	1Z 14Z V / 3 (1)
方法による選	2. ウェブサイト等を利用する方法とは、インターネット等	法142の3①
挙運動用文書	を利用する方法(電気通信の送信(放送を除く))により、文	121420730
図画の頒布	書図画をその受信をする者が使用する通信端末機器の映像	
四回少旗和	面に表示させる方法)のうち、電子メールを利用する方法	
	を除いたものをいう。	
	3. 選挙運動又は当選を得させないための活動に使用する文	法142の3③
	書図画を掲載するウェブサイト等には、電子メールアドレ	M112,000
	ス等を表示する必要がある。	
	יייי ער אייייי אייייי איייייי איייייייייי	

項目	内容	根拠法令
	4. ウェブサイト等に掲載された選挙運動用文書図画は、選	法 142 の 3
	挙期日当日もそのままにしておくことができる。但し、選	2
	挙運動は選挙期日の前日までに限られており、選挙期日当	
	日の更新はできない。	
○電子メールを	1. 電子メールを利用する方法による選挙運動用文書図画に	法142の4①
利用する方法	ついては、 候補者に限って頒布することができる 。	
による選挙運	※候補者以外の者は、候補者等から送られてきた選挙運動用	
動用文書図画	電子メールを転送により頒布することはできない。	
の頒布	2. 電子メールを利用する方法とは、特定電子メールの適正	法142の3①
	化等に関する法律第2条第1号に規定する方法をいい、そ	
	の全部又は一部にシンプル・メール・トランスファー・プ	
	ロトコルが用いられる通信方式(SMTP方式)と、電話番号を	
	送受信のために用いて情報を伝達する通信方式(電話番号方	
	式)の2つが定められている。	法142の4②
	3.選挙運動用電子メールの送信先には次の制限がある。 (1) あらかじめ、選挙運動用電子メールアドレスの送信の	(五142 <i>0</i>)4(2) (5)
	水め・同意を選挙運動用電子メール送信者に通知した者	9
	(その電子メールアドレスを選挙運動用電子メール送信	
	(2) 政治活動用電子メール(選挙運動用電子メール送信者が	
	普段から発行している政治活動用のメールマガジン等)を	
	継続的に受信している者(その電子メールアドレスを選	
	挙運動用電子メール送信者に自ら通知した者に限り、か	
	つ、その後に政治活動用電子メールの送信を拒否した者	
	を除く)であって、あらかじめ、選挙運動用電子メール	
	の送信の通知を受け、拒否しなかった者	
	4. 選挙運動用電子メール送信者は、電子メールアドレスを	法142の4⑤
	明らかにして選挙運動用電子メールの送信をしないように	
	求める旨の通知を受けたときは、当該電子メールアドレス	
	に選挙運動用電子メールを送信することはできない。	24.4.000.400
	5. 選挙運動用電子メール送信者は、選挙運動用電子メール	法142の4(4)
	の送信の求め・同意をした者に対し送信する場合には、 以 下の事実を証する記録を保存しておかなければならない。	
	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	②選挙運動用電子メールの送信の求め・同意があったこ	
	と	
	 6. 選挙運動用電子メール送信者は、政治活動用電子メール	法142の4④
	の継続的な受信者であって、選挙運動用電子メールの送信	
	の通知に対し、送信しないよう求める通知をしなかったも	
	のに対し送信する場合には、 以下の事実を証する記録を保	
	存しておかなければならない。	
	①受信者が電子メールアドレスを選挙運動用電子メール	
	送信者に対し自ら通知したこと	
	②継続的に政治活動用電子メールの送信をしていること	
	③選挙運動用電子メールの送信をする旨の通知をしたこ	
	ک	

項目	内 容	根拠法令
	7. 電子メールを利用する方法により選挙運動用文書図画を頒布する者は、当該文書図画に次の事項を正しく表示しなければならない。 ①選挙運動用電子メールである旨 ②選挙運動用電子メール送信者の氏名・名称 ③選挙運動用電子メール送信者に対し送信拒否通知を行うことができる旨 ④送信拒否通知を行う際に必要となる電子メールアドレスその他の通知先 8. 公示日から選挙期日までの間、電子メールを利用する方法により当選を得させないための活動に使用する文書図画を頒布する者は、当該文書図画に次の事項を正しく表示するようにしなければならない。 ①頒布者の電子メールアドレス ②頒布者の氏名・名称	法142の4⑥ 法 142の5 ②
○選挙運動のための有料インターネット広告	1. 以下の有料インターネット広告は禁止されている。 (1) 候補者・政党等の氏名・名称又はこれらの類推事項を表示した選挙運動用有料インターネット広告 (2) (1)の禁止を免れる行為としてなされる、候補者・政党等の氏名・名称又はこれらの類推事項を表示した、選挙運動期間中の有料インターネット広告 (3) 候補者・政党等の氏名・名称又はこれらの類推事項が表示されていない公告であって、選挙運動用ウェブサイト等に直接リンクした、選挙運動期間中の有料インターネット広告	法142の6

項目	内 容	根拠法令
○掲示すること	1. 選挙運動のために使用する文書図画は、次のもの以外のも	
ができる文書	のは掲示することができない。	
図画	(1) 選挙事務所を表示するためにその場所において使用で	法143①
	きるもの	791
	① ポスター 】 大きさは縦350cm、横100cm以内	
	② 立 札 数は、通じて3以内	
	③ 看板の類 〕	
	④ ちょうちん 数は1個、	
	大きさは高さ85㎝、直径45㎝以内	¥149(I)
	(2) 選挙運動用自動車に取りつけて使用できるもの ① ポスター	法143① ⑨⑩
	① ホヘクー 八ささは械273cm (横73cm以内	910
	③	
	③ 看級の類	
	大きさは高さ85cm、直径45cm以内	
	※交通関係法規の制限もある	
	(3) 候補者が着用するたすき、胸章及び腕章の類	法143①
	(4) 個人演説会場でその演説開催中使用することができるも	法143①
	\mathcal{O}	8910
	① 会場外 _	
	○ ポスター 大きさは 縦273cm、横73cm以内	
	○ 立 札 数は 通じて2以内	
	○ 看板の類 人	
	② <u>屋内の演説会場内</u> ○ ポスター <u>大きさの制限なし</u>	
	○ ホヘター <u>八ささの間限なし</u> ○ 立 札 数の制限なし。	
	○ 五 和	
	○ 映写等	
	③ 屋外の演説会場内	
	○ ポスター 】 大きさは縦273cm、横73cm以内	
	○ 立 札 数の制限はなし。	
	○ 看板の類	
	④ ちょうちん 会場内外を通じて1箇	
	大きさは高さ85cm、直径45cm以内	A 110
	また、①、②、③及び④の文書図画(②映写等以外)には、 その表面に掲示する者の氏名及び住所を記載しなければなら	令110
	ての衣面に拘小りる有の氏名及の住所を記載しなりればなら ない。	法143①
	'な'。 (5) 選挙運動用ポスターは掲示板ごとに各 1 枚を掲示でき	(4)
	る。 大きさは長さ42cm、幅30cm以内	法144④
	2. アドバルーン、ネオン・サイン又は電光による表示、ス	
	ライド映写等の類は、 屋内の演説会場内においてその演説会	法143②
	の開催中掲示する映写等の類を除き、禁止される。	
	3. 選挙事務所表示の文書図画及び選挙運動用ポスターは、	
	投票当日でも掲示しておくことができる。	法143⑤⑥
	4. 1の(1)、(2)又は(4)の文書図画は、選挙事務所を廃止	
	したとき、自動車の使用をやめたとき、又は個人演説会が終	法143の2
	了したときは、直ちに撤去しなければならない。	

項目	内容	根拠法令	
○選挙運動用ポ	1. ポスターは町選管が設置するポスター掲示場以外に掲示す	法143④	
スター	ることができない。(95か所)		
		法144④	
	3. 記載内容、色彩には制限はない。ただし、その内容が犯罪な様式なる場合には、るいでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ		
	罪を構成する場合には、それぞれの法律の処罰の対象となる		
	。 4. ポスターにはその表面に 掲示責任者の氏名及び住所、印	法144⑤	
	刷者の氏名(法人にあっては名称)及び住所を記載しなければ	121440)	
	ならない。		
○ポスター掲示	1. 町選管が95か所設置している。	法144の2	
場	2. 掲示場は区画されており、その区画に右上から一連番号	9	
	が付されている。		
	3. 候補者は、立候補届出順位の番号と同一の番号を表示し	法143④	
	た区画に 、選挙運動用ポスター 1枚 を掲示することができる		
	。 4. 区画の大きさは、おおむね縦横42cmとして作製されてい	法144の2	
	4.	(6)	
	っ。 5.掲示しておくことができる期間は 11月4日から11月8日	选 法129	
	までである。なお、この期間中に掲示したポスターは、選挙	法143⑥	
	当日においても掲示しておくことができる。また 、選挙当日		
	(11月9日)以外は貼りかえることができる。		
	6. ポスター掲示場設置場所一覧及び地図は、予備審査時に		
	一括交付する予定である。		
〇選挙運動用ポ	1. 選挙運動用ポスターは供託物が国庫に帰属することとなら	法143⑭	
スターの作成の公典名担	ない限り一定の金額の範囲内で公費負担により作成すること		
の公費負担	ができる。 2. 公費負担により作成しようとするときは、次の手続が必要	令110の4①	
	2. 五貫真担により下城しようとするとさは、伏の子杭が必安 である。	7110074(1)	
	町選管 ────────────────────── ↑ 校		
	約 ポー数		
	屋補者		
	````````   ↑作 諸   ↑\   五		
	作成業者▼		
	3. 公費負担額は、契約上の作成単価と次に記載する上限単価 令11		
	のいずれか少ない方の額に、町選管が確認した作成枚数を乗 、③		
	じた金額であり、これを超える金額は候補者が負担しなけれ		
	ばならない。		
	上限単価= <u>316,250円+586円88銭×95(ポスター掲示場の数)</u>		
	95(ポスター掲示場の数)		
	= 3,916円(※1円未満は切上げ)		

項目	内 容	根拠法令
○新 聞 広 告	1. 選挙運動期間中、候補者は有料で2回に限り選挙に関し	法149④
	て新聞広告ができる。ただし、選挙当日はできない。	
	2. 候補者は、広告をしようとする新聞社へ選挙長が発行し	
	た「 <b>新聞広告掲載証明書」</b> を提出して申込みをしなければ	
	ならない。	
	3. 1回の広告のスペースは <b>横9.6cm、縦2段組以内</b> である。	規則19①
	4. 広告の内容は自由である。但し、その内容が犯罪を構成	
	する場合には、それぞれの法律の処罰の対象となる。	
		規則19⑤
	6. 2人以上共同して広告をするときも、スペースは1人分の大きなに制切され、同数はこれでわる伝達者につき1同	
	の大きさに制限され、回数はそれぞれの候補者につき1回 と計算される。	
	と可昇される。	
 ○個人演説会	1. 主催者は候補者に限られるが、演説は候補者以外の者で	法161、
	もできる。	16102
	2. <b>公営施設を使用</b> して行う演説会は <b>、開催期日前2日</b> まで	法163
	に <b>文書で町選管</b> に申し出なければならない。	
	公営施設とは	法161①
	① 学校及び社会教育法上の公民館	
	② 地方公共団体の管理する公会堂	
	③ このほか、町選管が指定する施設	
	なお、指定施設は別紙参照してください。	
	3. 公営施設を使用して行う演説会開催申出書は、町選管が	令112①
	別途交付するものを使用すること。	
	,	法164
	限り無料である。 「「「記れずの体界時間は、1回について <b>に時間を切っては</b>	<b>△110</b> ②
	5. 上記施設の使用時間は、1回について <b>5時間を超えては</b> ならない。	令112③
		法164の4
		12/104074
	。 7. 公営施設以外の施設を使用する場合は、町選管への申出	法161の2
	は要しない。任意にその施設の管理者の承諾を得て行うこ	12.101
	とができる。	
	8.「掲示することができる文書図画」の1の(4)及び2を参	
	照のこと。	
○連 呼 行 為	1. 連呼行為は次の場合に限り許される。	法140の2①
	7. 個人演説会場の場所でする場合	
	イ. 街頭演説(演説を含む。)の場所でする場合	
	ゥ. 選挙運動用自動車又は船舶の上でする場合( <b>午前8時か</b>	Nils at a second
	ら午後8時までの間に限る。) ・ 一巻は、	法140の2
	2. 学校、病院、診療所その他の療養施設の周辺においては	2
	<b>、静穏の保持</b> に努めなければならない。	

項目	内 容	根拠法令
○街 頭 演 説	1. 街頭演説は演説者がその場所にとどまり、町選管が交付	法164の5
	<b>する標旗(標旗の交付数は1</b> )を掲げてする場合に限られる	
	0	法164の7
	2. 街頭演説のための選挙運動に従事する者は15人以内で、	
	町選管が交付する <b>街頭演説用の腕章又は乗車用の腕章を着</b>	med lett det a a
	<b>用</b> していなければならない。	町規程11、 町規程12
	腕章の交付数 乗車用 <b>4</b> 街頭演説用 <b>11</b>	町 規任12 法164の6①
	3. 街頭演説をすることができる時間は <b>午前8時から午後8</b>	法164の6②
	時までに限られる。また、 <b>学校、病院、診療所その他の療</b>	·140Ø2②
	<b>養施設の周辺においては、静穏の保持</b> に努めなければなら	法164の4
	ない。	
	4. 録音盤又は録音テープを使用して演説することもできる	
	0	
○演説・連呼行	1. 次の場所では、公営施設使用の個人演説会のほかは、演	法166
為禁止の場所	説及び連呼行為を行うことができない。	
	(1) 国又は地方公共団体の所有し、又は管理する建物(公 営住宅を除く。)	
	(2) 汽車、電車、バス、船舶(選挙運動用は除く。)及び停	
	車場、その他鉄道地内	
	(3) 病院、診療所その他の療養施設	
○選挙公報	1. 公営により1回発行する。	法172の2
	2. 選挙公報は <b>候補者が提出した原稿をそのまま印刷</b> する。	
	3. 原稿は、町選管が交付する選挙公報様式に従い黒色で書	
	かなければならない。(水性のサインペンは避けること。	
	- / 4.掲載申請は、原稿及び候補者の写真とともに11月4日午	
	後5時までに町選管へ提出しなければならない。	
	5. 原稿は <b>正副 2 通</b>	
	6. 選挙公報に掲載文を掲載する順序を定めるくじは、11月	
	4日午後6時から行う。	
	7. 選挙公報は、11月7日までに各世帯に配布する。	
	8. 法100条の第4項の規定により投票を行う必要がなくなっ	
	た場合、選挙公報は発行しない。	
 ○選挙運動で禁	1. 選挙運動のために <b>戸別訪問</b> をすることは禁止される。	法138①
止される行為	2. いかなる方法をもってするかを問わず、 <b>戸別</b> に演説会の	法138①
2 3 14 //9	開催の周知又は候補者の氏名等を言い歩く行為も禁止され	
	る。	
	3. 選挙運動のため、自動車を連ね又は隊伍を組んで往来す	法140
	る等により <b>気勢を張る行為</b> は禁止される。	
	4. 選挙運動のために、休憩所その他これに類似する設備を	法133
	設けることはできない。	

項目	内容	根拠法令
○選挙運動が制	1. 選挙事務関係者及び裁判官、警察官、収税官吏等の <b>特定</b>	法135①
限される者	<b>公務員</b> は、選挙運動をすることができない。	136
	2. 不在者投票管理者は、不在者投票に関してその業務上の	法135②
	<b>地位を利用して</b> 選挙運動をすることができない。	
	3. 公務員等(国家公務員、地方公務員で一般職たると特別	法136の2
	職たるとを問わずすべての公務員をはじめ公団、公庫等の	
	役職員等をいう) は、 <b>その地位を利用して</b> 選挙運動をする	
	ことはできない。また、一般職の公務員は、公務員法上の	
	制限も受ける。	
	4. 教育者は、その地位を利用して選挙運動をすることがで	法137
	きない。また、公立学校の教職員は、公務員法上の制限も	
	受ける。	
	5. 満18歳未満の者、選挙犯罪者は、選挙運動をすることが	法137の2
	できない。	法137の3
	1 (2) 「13 「13 「13 「14 」 14 世 14 (14 )   14   14   14   14   14   14   14	¥ 100
○飲食物の提供	1. 何人も、選挙運動に関し、 <b>湯茶及び通常用いられる程度の</b> 菓子以外の飲食物は提供できない。	法139
	来丁以外の飲食物は促供できない。   2. 選挙運動の期間中に限り、 <b>選挙運動に従事する者及び労</b>	法139
	2. 選挙運動の新聞中に限り、 <b>選挙運動に従事りる有及び方</b>   <b>務者</b> に対してのみ弁当を支給することができるが、その支	在139
	<b>初日</b> に対してのがからを支配することができるが、この文   給は次の範囲内で許される。	
	45食×5日= <b>225食</b>	
	ただし、選挙事務所で食事するため又は運動員等が携行	
	するため選挙事務所において支給する場合に限る。	
	3. 前記の弁当料の額は、1食につき1,500円以内で、1日に	令109の2
	つき4,500円以内である。	町規程37
○選挙運動に従	1. 選挙運動に従事する者には実費弁償を支給することが	
事する者等に	できる。ただし、3の届出事務員等及び労務者以外の者に	
対する実費弁	は報酬を支給することができない。	
償及び報酬の	2. 選挙運動のために使用する <b>労務者</b> には、報酬及び実費弁	
支給	償を支給することができる。 ・	<b>壮107</b>
		法197の2
	めに使用される自動車の上において選挙運動のために使用	令129
	│ する者(いわゆる「うぐいす嬢」)、専ら手話通訳のため │ に使用する者及び専ら要約筆記のために使用する者につい	
	「 <b>に使用する有及び母ら安利率配のために使用する有</b> につい   ては、告示日から選挙期日の前日までの間に限り、 <b>1日7</b>	
	人以内で使用前に文書で <b>町選管に届け出た者に限り</b> 報酬	
	を 支給することができる。	
	4. 3の届出事務員等は、期間を通じて <b>35人以内</b> の数に限り	
	、異なる者を届け出ることができる。	
	5. 実費弁償及び報酬の額は、町規程で定められており、	
	基準以上に支給することはできない。(基準額は第1部の	
	「届出関係参考事項」参照)	

# 第4部 その他

## 選挙人名簿登録者数(令和7年9月1日現在)

区名	男	女	計
中 区	3, 598	3, 818	7, 416
加美区	2, 226	2, 408	4, 634
八千代区	1, 852	2, 011	3, 863
計	7, 676	8, 237	15, 913

# 個人演説会、政党演説会及び政党等演説会の指定施設(法 161 条関係)

施設の名称	施設の所在地
多可町中児童館	多可町中区高岸 425-6
多可町隣保館	多可町中区天田 340-1
多可町教育集会所	多可町中区東山 200-3
多可町文化会館	多可町中区中村町 135
多可町健康福祉センター	多可町中区岸上 281-51
多可町農村環境改善センター	多可町中区曽我井 613-1
多可町交流会館	多可町加美区寺内 251
八千代区大屋住民センター	多可町八千代区大屋 625-1
八千代区坂本営農研修センター	多可町八千代区坂本 176-1
八千代区北部地区農村環境改善センター	多可町八千代区中村 215
八千代区横屋住民センター	多可町八千代区横屋 62-6
八千代区下村住民センター	多可町八千代区下村 256-1
八千代区門田住民センター	多可町八千代区門田 65-1
八千代区赤坂住民センター	多可町八千代区赤坂 201-1
八千代区仕出原住民センター	多可町八千代区仕出原 272
八千代区下野間住民センター	多可町八千代区下野間 430-1
八千代区下三原住民センター	多可町八千代区下三原 177-1
八千代区柳山寺住民センター	多可町八千代区大和 383-1
八千代区大和住民センター	多可町八千代区大和 1279-1
八千代区上三原住民センター	多可町八千代区大和 2072-1
加美コミュニティプラザ	多可町加美区豊部 250
八千代コミュニティプラザ	多可町八千代区中野間 650-1